明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　一
○農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則（農林水産四一）　六
○農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令（同四二）　一〇

〔告　示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局八二～八四）　一〇
○道路に関する件
（北陸地方整備局五〇～五二）　一二
○道路に関する件
（中部地方整備局八九）　一三
○浄化槽の型式を認定した件
（同九〇～九二）　一三
○浄化槽の型式を認定した件
（四国地方整備局八四、八五）　一三
○道路に関する件（北海道開発局九〇）　一四

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一四
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター令和四事業年度財務諸表、独立行政法人農業者年金基金令和四事業年度決算等、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○厚生労働省令第百四号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二十五日　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（狂犬病予防法施行規則を適用する場合の読替え等）	（狂犬病予防法施行規則を適用する場合の読替え等）
第三条　法別表第十二号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二項」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「都道府県名」とあるのは「市町村名」とする。	**第三条**　法別表第十三号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二項」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「都道府県名」とあるのは「市町村名」とする。
2　（略）	2　（略）